

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	任意予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、任意予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	任意予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>品川区では、区民の健康を守り、感染症の蔓延を防止するために、予防接種法に規定されていない、任意の予防接種(以下「任意予防接種」という。)に対して、接種費用の助成を行っている。</p> <p>任意予防接種の対象者へは、予防接種の案内を個別発送し、助成対象期間、契約医療機関一覧、予防接種を受けるに当たっての注意事項等を周知している。</p> <p>また、任意予防接種を実施した住民の記録を予防接種システムにて管理し、実施した任意予防接種の種類、接種回数、接種日等を記録している。住民の任意予防接種の実施記録を正確に管理することで、住民の接種状況を把握している。</p> <p>品川区では、区独自利用の事務として、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①定期予防接種対象者へ個別発送する案内に、任意予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者へ周知</p> <p>②任意予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録</p> <p>③予防接種予診票(以下「予診票」という。)の発行(高齢者肺炎球菌のみ)</p> <p>④予防接種証明書の発行</p> <p>※①については月2回、②については月1回行う</p> <p>※③、④については発生の都度行う</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	<p>①対象者抽出機能 : 予診票を発送する定期予防接種対象者のデータを抽出する機能</p> <p>②登録照会機能 : 予防接種を実施した者の記録を登録、照会する機能</p> <p>③帳票の発行機能 : 予診票の発行や、予防接種証明書の発行機能</p> <p>④統計機能 : 予防接種の種類ごとの実施人数、未接種者数を検索する機能</p> <p>⑤庁内連携機能 : 住民情報システムと連携し、転入、転出等の情報がシステムに反映される機能</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区保健予防課
②所属長	保健予防課長 舟木 素子
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	品川区任意予防接種費用助成要綱に定められている対象者で、個人番号を有する者
その必要性	任意予防接種の対象者を把握し、任意予防接種に関する事務を行う上での基礎として利用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (予防接種履歴情報)
その妥当性	<p>【個人番号】 対象者の特定のため</p> <p>【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。</p> <p>【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。</p> <p>【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。</p> <p>【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】【生活保護・社会福祉関係情報】 任意予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。</p> <p>【その他(予防接種履歴情報)】 任意予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月予定
⑥事務担当部署	保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、障害者福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	任意予防接種対象者の管理、各種申請書への記載、任意予防接種に関する事務の基礎情報とするため	
④使用の主体	使用部署	保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	品川区任意予防接種費用助成要綱に基づく、予防接種の実施 1. 任意予防接種対象者の接種履歴等の管理 2. 任意予防接種対象者への案内送付 3. 予診票の発行 4. 予防接種証明書の発行	
	情報の突合	予防接種台帳に個人番号を記載するため、予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基に対象者を特定し、システム側で突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	予防接種システムの保守	
①委託内容	予防接種システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、システムの定期診断等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑥移転方法	<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/>] 専用線 <input type="checkbox"/>] 電子メール <input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/>] 紙 <input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは個人ID/パスワードによる認証が必要となる。 申請書については、鍵付の倉庫に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種システム>

1. 宛番号
2. 個人番号
3. 漢字氏名
4. かな氏名
5. 生年月日
6. 年齢
7. 性別
8. 住登外者情報
9. 郵便番号
10. 住所
11. 電話番号
12. 接種名称
13. 接種数(期・回数)
14. 接種区分
15. 接種種別
16. Lot番号
17. 接種量
18. 登録日
19. 接種日
20. 接種医療機関
21. 予診票発行情報
22. 依頼書発行情報
23. 証明書発行情報
24. 自己負担区分
25. 生活保護等受給者情報
26. 公害被害対象者情報
27. 障害者情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種システムにログインする際、IDとパスワードの入力が必要となり、特定の職員や作業従事者のみ照会できる ・申請書の内容や本人確認書類を照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・予防接種システムにて対象者を検索する際、生年月日、氏名、住所等で照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・庁内連携システムとの連携は、インタフェース仕様に基づき、対象者以外の情報や必要外の情報は入手しない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 ・予防接種システムにアクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認する。 ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・個人情報の記載のある文書は、鍵付の書庫に保管する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	予防接種システムでは、管理者が職員ごとにアクセスできる項目を定めており、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っている。
その他の措置の内容	人事異動があった場合や権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<従業者が事務外で使用するリスク> ・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、情報管理安全対策実施手順を遵守するよう指導する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・予防接種システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・予診票を印刷する際に、データの抽出を行う際は、利用可能な操作者を限定している。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複製し、または複製してはならない。許可を受けて複製または複製したときは、当該複製物または複製物を焼却裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したとき、または委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体は鍵付の書庫に保管する。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティおよび個人情報保護研修を行っている。
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健計画担当
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年10月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

